

【横浜 FC クラブメンバー規約】

横浜 FC クラブメンバーに入会するには、以下の「横浜 FC クラブメンバー規約」に同意していただく必要があります。そのすべての内容について、同意いただけた場合は、お申込みをお願いいたします。

当規約において横浜 FC とは日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）に所属する神奈川県横浜市をホームタウンとするサッカークラブを指し、横浜フリエスポーツクラブ（以下運営会社）とはクラブを運営する株式会社横浜フリエスポーツクラブを指します。

当規約においてクラブは横浜 FC を指すものとします。

当規約においてクラブメンバー会員（以下「会員」という。）とは、本規約に同意し、本規約に基づき所定の会費を納入し、会員資格を取得した法人又は団体、個人を指すものとします。

横浜 FC クラブメンバー（以下「クラブメンバー」という。）とは、会員により構成される集合体を指すものとします。

第1章 総則

(ア) 横浜 FC クラブメンバー（以下クラブメンバーと称する）は横浜 FC の一員であり、一企業の経営状況に依らず安定的に横浜 FC を運営する骨格を成すとともに横浜 FC を世界に誇れるプロサッカークラブとなるよう支援する組織です。クラブメンバー会員（以下会員）は横浜 FC を支える「誇りと喜び」を持ちます。

(イ) クラブメンバーは運営会社が設置し、会費の徴収にあたります。会費は横浜 FC の強化・育成費として使用されます。

第2章 クラブメンバーの活動

(ア) 会員は、横浜 FC を支援します。

(イ) 会員はサッカーやフットサルをはじめとするスポーツを楽しめます。

(ウ) 会員は、ホームゲーム運営、広報、イベントその他の支援、協力活動に努めます。

(エ) 会員は、その活動を通じて、横浜 FC 並びに会員同士の交流を深め、コミュニケーションの輪を広げます。

第3章 情報開示

(ア) クラブは年に一度ミーティングを開催し、参加資格のある会員との意見交換を行ないます。当意見交換会を HAMABLUE SESSION と呼称します。

(イ) クラブは会員に対し、年に一度事業報告及び事業計画、その他の報告を行ないます。上記に関わらず、経営に関して重大な事態が発生した場合は状況の報告を行ないま

す。

第4章 クラブメンバー事務局

(ア) クラブメンバー事務局は運営会社が設置し、運営します。

第5章 クラブメンバー資格の取得と喪失

(ア) 取得

(1) 本規約に同意し、クラブメンバーとして自覚と責任ある行動がとれる方（法人、グループを含む）で、所定の会費を納入された方が、会員資格を取得します。

(2) 18歳未満の方は、上記に加えて親権者もしくは後見人の同意が必要となります。

(3) クラブメンバー会員資格の更新は、クラブが別途お知らせする手続きにより行ないます。

(4) 会費納入を確認後、事務局より会員証を発行します。

(イ) 喪失

(1) 有効期間内であっても、以下の項目の一つに該当した場合、直ちにその資格を喪失し、以後各種会員特典のご利用頂けません。

1. 会員本人から退会の申し出があった場合。

2. 会員が本規約に違反した場合。

3. 会員が更新期限内に会費の納入を行なわなかった場合。

4. その他、犯罪行為、フーリガン（騒乱）行為、クラブまたは横浜 FC の名誉を毀損・侮辱する行為もしくは活動を妨害する行為を行うなど、運営会社がクラブメンバー会員として相応しくないと判断した場合。

(2) 資格を喪失した方は、既に納入済みの会費の返還を求めることはできません。

第6章 会費と有効期間

(ア) カテゴリー、会費及び有効期間は、クラブが別途定め、その内容をホームページでお知らせします。

第7章 クラブメンバー特典

(ア) クラブメンバーに対する特典は、クラブが別途定め、その内容をホームページでお知らせします。

第8章 届出事項の変更

(ア) 会員は住所、氏名、電話番号、E-mail アドレス等届出事項に変更があった場合は所定の手続きにより事務局に連絡するものとします。手続き方法はホームページでお知らせいたします。

第9章 規約の改正

(ア) 本規約が改正される場合は、施行前にクラブよりクラブメンバーに対し、その内容をお知らせします。

第10章 その他

- (ア) クラブは、クラブメンバーに名誉代表を設置することができます。名誉代表の任期は原則1年間とし、その再任は妨げません。またその資格取得、喪失はクラブメンバーに準じます。
- (イ) クラブは、必要に応じてさまざまな機関、世話を設置することができます。世話人の任期は、設置時から当該期終了時までとします。
- (ウ) 本規約は2001年12月1日に制定施行し、2025年11月28日に改正の上、2025年12月24日より施行するものとします。

【個人情報の取り扱いについて】

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律」他の法令・ガイドライン等を遵守し、機密性・正確性を保持する等、適正に取り扱います。

※ その他詳細は横浜FC オフィシャルHP (<http://www.yokohamafc.com/>) に掲載しております。

データ分析解析ツール(DMP(Data Management Platform)、MA(Marketing Automation)等)を用いたマーケティング活動を実施することを目的として、Jリーグ(公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びにその関連会社及び子会社)に対して、シーズンシート、会員、及びチケット購入者及びチケット利用者の個人情報の全部、または一部(会員の氏名、住所、電話番号、性別、年齢等)を提供する場合がございます。

以上